

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款

第1条 総則

- (1) 発注者と請負者とは、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- (2) 契約書とこの工事請負契約約款および添付の設計図・仕様書（以下これらを「設計図書」といい、現場説明書およびその質問回答書を含む。）にもとづいて、請負者は工事を完成して契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払を完了する。
- (3) 監理者は、この契約が円滑に遂行されるように協力する。